

～ 中国新移転価格ガイドライン「特別納税調整実施弁法」の公布 ～

拝啓 時下ご清祥のこととお慶び申し上げます。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、下記のとおり中国移転価格税制セミナーを開催いたしますので、ご案内申し上げます。

現在、中国における日系企業は、その投資規模が大きくなり、事業環境も複雑となる中で、コンプライアンスをどう維持していくかが重要な経営課題となりつつあります。とりわけ2008年から施行された新企業所得税法に伴い、移転価格の開示・文書化が義務づけられたことを受け、2009年1月9日、国家税務総局より、移転価格文書化義務規定も含めた新ガイドライン「特別納税調整実施弁法」が公布されました。新ガイドラインが公布されたことにより、中国において移転価格税制執行強化の枠組みが整えられたといえます。

今回のセミナーでは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)中国および私どもの担当者が、文書化規定の内容および解釈に加え、「企業年度関連業務取引報告書」(わが国の法人税申告書別表17(3)に相当)の記載方法等、文書化への具体的対応について日本の移転価格税制の観点も加味して解説いたします。また、新ガイドラインにおいては文書化規定以外にも、移転価格関連の内容が盛り込まれておりますため、それらについても重要なポイントを簡潔に解説する予定です。

なお、本セミナーへのお申し込みは、お手数ですが下記のオンラインフォームからお願いいたします。ご多忙中とは存じますが、ご参加賜りますようお願い申し上げます。

敬具

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
パートナー 宮嶋 大輔

～ 中国新移転価格ガイドライン「特別納税調整実施弁法」の公布 ～

- 日 時: 大 阪 : 2009年2月16日(月) 14:00から16:30 (13:30開場)
名古屋: 2009年2月18日(水) 14:00から16:30 (13:30開場)
東 京 : 2009年2月20日(金) 15:00から17:30 (14:30開場)
- 講演内容: 1. 新ガイドラインにおける文書化規定とその他重要ポイントの内容および解釈
講師: PwC中国(上海事務所) シニアマネージャー 土田 保成 他
2. 文書化対応の具体的アクションプラン
講師: 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
シニアマネージャー 野田 幸嗣 (大阪)
シニアマネージャー 市場 哲也 (名古屋)
シニアマネージャー 黒川 兼 (東京)
- 会 場: 大 阪 : 松下IMPビル 5階 H会議室
(大阪市中央区城見1-3-7 電話: 06-6941-0941)
名古屋: 名古屋ルーセントタワー16階 ビジネスサポートセンター K会議室
(名古屋市西区牛島町6-1 電話 052-588-7551)
東 京 : 霞が関ビル 33階 東海大学校友会館
(千代田区霞が関3-2-5 電話 03-3581-6041)
- 定 員: 大阪: 45名 名古屋: 60名 東京: 120名
- 参加費: 無料
- お申し込み <http://www.pwc.com/jp/tax/seminar>

- * 上記当法人ホームページの「セミナー情報」よりお申し込みいただけます。お申し込み受付後、受講確認のご連絡をEメールにてお知らせいたします。
* お申し込み多数の際は、定員になり次第お申し込みを締め切らせていただきます。

セミナーについてのお問い合わせ先: 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

(東京会場) 東京事務所	東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル15階	03-5251-2306	(担当: 北島)
(名古屋会場) 名古屋事務所	愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4 JRセントラルタワーズ32階	052-587-7520	(担当: 鈴木)
(大阪会場) 大阪事務所	大阪府大阪市北区中之島3-3-3 中之島三井ビル16階	06-6479-6688	(担当: 堀中)